

保存期間：5年

法務省管在第5964号

平成16年10月1日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 三 浦 正 晴

入国・在留に係る処分に当たっての留意事項について（通達）

入国・在留に係る申請に対する処分は、提出された資料、収集した資料及び実態調査等により判明した事実を公平かつ客観的に評価した上で正確な事実認定を行い、当該事実認定を基礎として法令等の定める要件に適合するか否かを判断することにより行うことが必要であることは言うを待たないところですが、不許可・不交付の処分の通知に関して、その理由が不明確である等の指摘もなされていること等から、入国・在留審査要領第1編第1章第1節第3の7の次に下記を加えることとしますので、処分に当たっては下記事項に留意の上、より一層の適正な処分を行うよう通達します。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

8 要件への適合性の判断

- (1) 入国・在留審査は、外国人について、その本邦において行おうとする活動が我が国が受け入れることを明示した在留資格に対応する活動に該当するか否か等、入管法、法務省令等の定める要件に適合するか否かの審査を行うものである。
- (2) 在留資格認定証明書の交付や上陸許可のような羈束行為については、法令が明示する要件以外の要件は一切あり得ない。

なお、法令の明示する要件に適合することの立証について、一定の事実があるときに疑いがあるものとして審査することは可能であるが、その事実があることをもって一律の不交付等の処分を行うことは許されない。

- (3) 特に、不利益処分を行うに当たっては、法令の定めるいずれの要件に適合しないのかについて、正確な事実認定に基づいて判断しなければならず、

また、申請者に対しても法令の定めるいずれの要件に適合しないかを明示しなければならない。不法滞在、資格外活動等の問題が多数発生していることを理由として、特定の国籍等に属することをもって一律に不利益処分を行う等法令の定める要件に適合しないこと以外の理由により不利益処分を行うことはできない。個々の案件ごとに法令の定める要件への適合性を判断した上でそれに適合しない場合にのみ不利益処分を行うことができる。

- (4) 在留資格の変更や在留期間の更新等については、直接的には基準省令の規定や「定住者」若しくは「特定活動」の在留資格に係る告示の規定の適用はないので、これらの処分に係る申請について、基準省令や告示の規定を満たすことを画一的に求めて処分を行うことは、入管法第20条又は同第21条に規定する「相当と認めるに足りる相当の理由」を十分に判断したものとは言えない。当該外国人の家族状況、在留状況、所属する企業等の営業内容の変更その他の事情を総合的に考慮し判断することが必要である。
- (5) 在留資格の変更、在留期間の更新等の一定の自由裁量が認められている処分についても、各地方入国管理局が異なる要件・基準により判断することは許されず、個々の案件を超えた問題となる事実が存在することを踏まえて厳格な審査を行う必要がある場合は、本省に報告し、その指示を受けて統一的な取扱いを行うべきである。
- (6) また、その結果、厳格な審査を行う場合であっても、他の立証資料を求める、又は事実の調査を行うことにより、許可要件への適合性を慎重に見極める必要があり、許可要件そのものを新たに設定し又は変更したかのような誤解を招く処分をしてはならない。

9 立証資料の評価等

法令の定める要件への適合性の判断の基礎となる事実認定についても、申請に際して提出された資料、当局が収集した資料や実態調査等で判明した事実に基づき、公平かつ客観的に行わなければならないとともに、申請人に不利益な事実については、可能な限り申請人に反証の機会を与えることとする。

申請人側に立証責任があることをもって十分な調査を尽くさず、あるいは反証の機会を与えることなく不利益処分を行うことは許されない。

本信写し送付先

入国者収容所長